

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>【業務全体概要】 地方税法等の法律に基づき、固定資産税の賦課・徴収事務で以下の事務を行う。</p> <p>1. 課税台帳の整備事務 (1) 土地課税台帳の整備 土地の状況は売買や地目の変更などにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて土地課税台帳を整備する。 ・異動の把握・・・登記所(法務局)からの通知書類(登記済通知書、登記申請書)により土地の異動を把握する。 ・実地調査・・・土地の現況と利用目的を調査する。(メジャーによる計測など)</p> <p>(2) 家屋課税台帳の整備 家屋の状況は売買や住宅の新築・取り壊しなどにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて家屋課税台帳を整備する。 ・異動の把握・・・登記所(法務局)からの通知書類(登記済通知書、登記申請書)により家屋の異動を把握する。 また、家屋については未登記分も存在する可能性があるため、建築確認申請書を閲覧し調査の資料として使用している。 ・実地調査・・・家屋の現況と利用目的を調査する。(メジャーによる計測など)</p> <p>(3) 償却資産課税台帳の整備 ・償却資産申告書の発送(紙)・・・前年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を取得した者から、閉鎖事業所や死亡者を除いた者に対して申告依頼の書類を送付する。 ・償却資産申告書の受付(紙、eLTAX)・・・上記で送付した申告書が1月末までに返送されるため、返送された申告書の内容を確認する。 ・実地調査・・・実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。</p> <p>(4) 納税義務者の変更 地方税法の規定により、賦課期日現在で固定資産税の納税義務者が死亡している場合は、その固定資産を現に所有している者を納税義務者とするため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。</p> <p>2. 価格の決定事務 地方税法の規定により、3月31日までに新年度の固定資産の価格を決定することと定められている。そのため、3月中旬から固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価額を計算する。</p> <p>3. 縦覧帳簿及び名寄帳の作成、公開事務 固定資産の価格を決定した後、3月末までに縦覧帳簿を作成し、納税者の縦覧に供する。また、納税義務者からの依頼に基づき、オンラインで名寄帳を作成し納税義務者の閲覧に供する。</p> <p>4. 当初賦課事務 (1) 税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。 (2) 納税通知書の作成・発送 固定資産税、都市計画税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。</p> <p>5. 賦課更正事務 当初賦課後に固定資産の内容に変更が生じた場合、賦課決定の内容を更正して納税義務者に通知する。</p> <p>6. 評価替事務 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。</p> <p>7. 統計事務 固定資産の現況調査、税制改正等の目的で、統計資料、調査資料を県や国に対して提出する。交付税基礎数値検収調書、概要調書、償却資産の価格等に関する調など。</p> <p>8. 証明書発行事務 評価証明書、公課証明書、資産証明書などを発行する。</p> <p>9. 徴収事務 (1) 収納管理 納税義務者等が納付した収納情報を管理する。 (2) 滞納整理(督促状・催告書発送業務) 固定資産税を賦課した納税義務者のうち、納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う。(納期限後30日以内に督促状を発送する。また、以降も完納しない場合は、催告書を送付する。) (3) 滞納処分 督促状発送後においても完納しない場合は、滞納処分を行う。 (4) 調査業務 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関と、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。</p>

③システムの名称	①固定資産税システム ②宛名システム(税務システム内) ③家屋評価システム(税務システム内)④税務地図システム(税務システム内)⑤庁内連携システム⑥eLTAX⑦住民基本台帳ネットワークシステム	
2. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項及び別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政局税務部固定資産税課、納税課	
②所属長の役職名	固定資産税課長、納税課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>熊本市財政局税務部固定資産税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2195</p> <p>熊本市財政局税務部納税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2204</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	I 5 ①部署	財政局課税管理課、納税課	財政局税務部課税管理課、納税課	事後	組織改編に伴う名称変更のため、重要事項に該当しない
平成29年9月29日	I 5 ②所属長	課税管理課長 堤 國隆、納税課長 松崎 太成	課税管理課長 井 広幸、納税課長 岩橋 功二	事後	人事異動に伴う変更のため、重要事項に該当しない
平成29年9月29日	I 7.請求先	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	事後	組織改編に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成29年9月29日	I 8連絡先	熊本市財政局課税管理課、 熊本市財政局納税課	熊本市財政局税務部課税管理課、 熊本市財政局税務部納税課	事後	組織改編に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成29年9月29日	II 1.いつ時点の計数か	平成26年12月15日時点	平成29年8月25日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成29年9月29日	II 2.いつ時点の計数か	平成26年12月15日時点	平成29年8月25日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年7月31日	I 5 ②所属長	課税管理課長 井 広幸、納税課長 岩橋 功二	課税管理課長 藤本 弘明、納税課長 岩橋 功二	事後	人事異動に伴う変更のため、重要事項に該当しない
平成30年7月31日	II 1.いつ時点の計数か	平成29年8月25日時点	平成30年7月1日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年7月31日	II 2.いつ時点の計数か	平成29年8月25日時点	平成30年7月1日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和1年6月26日	I 5 ①部署	財政局税務部課税管理課、納税課	財政局税務部固定資産税課、納税課	事後	組織改編に伴う名称変更のため、重要事項に該当しない
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	課税管理課長 井 広幸、納税課長 岩橋 功二	固定資産税課長、納税課長	事後	人事異動及び様式変更に伴う変更のため、重要事項に該当しない
令和1年6月26日	I 8連絡先	熊本市財政局税務部課税管理課、 熊本市財政局税務部納税課	熊本市財政局税務部固定資産税課、 熊本市財政局税務部納税課	事後	組織改編に伴う名称変更のため、重要事項に該当しない
令和1年6月26日	IVリスク対策		IVの追加	事後	新様式への変更
令和3年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年3月15日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年3月15日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年7月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年8月28日	I 3.法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項及び別表第24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	